

第5次経営計画 体系図

基本理念

「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティの実現」

経営方針

経営方針 1

ライフステージ(※)に応じた参加の場と機会を育み、だれもが地域の一員として自分らしく活躍できる支援を強化します。

(※) 子どもから高齢者まで、すべての方の状況・生活様式・ニーズのこと

経営方針 2

複雑で困難な課題に真摯に向き合い、支援ニーズに応えるため、支えあいの地域づくり支援と包括的な相談支援を両輪で進めます。

経営方針 3

多様な主体とのつながりを再構築し、分野を超えたネットワークから生まれる取り組みを、ともに発展させます。

経営方針 1・2・3の
実現に向けた経営方針 4

経営方針 4

持続可能な事業展開を図るため、組織基盤を強化するとともに、職員を育て活かし、活力あふれる社協を目指します。

施策

支えあい活動に参加する
多様なきっかけづくりと
参画への継続支援

施策
1



気づき支えあう
地域づくりへの支援と
複雑で困難な課題への
包括的な相談支援

施策
2



地域課題の解決を
図るためのネット
ワーク再構築と
取り組みの支援

施策
3



新宿社協の組織基盤の強化及び
職員の力を活かし引き出す
職場づくりと人材の育成

施策
4





重点的な取り組み

事業

ページ

(1) 福祉教育・福祉体験学習の充実

- ①多様性の理解や地域課題への気づきの場の提供とボランティア活動へのきっかけづくり
- ②福祉教育の協力者・団体との連携強化

(2) だれもが役割を持ち担い手として参加できる活動の創出

- ①多様な参加の方法や手段の創出
- ②受け手が担い手にもなる支えあい活動のコーディネート

(3) 居場所の立ち上げ・運営の支援と居場所への参加支援

- ①居場所をつくる人、担う人への継続支援
- ②自分なりの居場所を見つけるための支援

1 多様性の理解及び地域課題への気づきの場の提供	34
① 福祉教育の推進	34
② 視覚・聴覚障害者支援事業	【区委託】 34
③ 認知症サポーターステップアップ事業	【区委託】 35
2 支えあい活動への参加及び参画への継続支援	35
① 介護支援等ボランティア・ポイント事業	【区委託】 35
② 生活支援体制整備事業	【区委託】 36
③ ちょこっと・暮らしのサポート事業	36
④ 地域見守り協力員事業	【区委託】 37
⑤ ファミリーサポート事業	【区委託】 37
⑥ 成年後見・権利擁護の推進（市民後見人の養成）	37
3 居場所の運営及び参加の支援	38
① 地域活動者実践講座	38
② ふれあい・いきいきサロンの運営支援	38
4 地域ささえあい活動助成金	39

(1) 複雑で困難な課題への包括的な相談支援体制の強化

- ①気づき支えあ地域づくりへの支援
- ②福祉ニーズのある人への総合的な相談支援とつながり続ける支援
- ③判断能力が十分でない人への権利擁護相談と意思決定支援

1 地域づくり支援	40
① 地域づくり支援事業	40
② 生活支援体制整備事業	40
2 暮らしの相談支援	41
① 自立相談支援事業	【区委託】 41
② 生活福祉資金貸付事業	【東社協委託】 41
③ 受験生チャレンジ支援貸付事業	【区委託】 42
④ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	【東社協委託】 42
⑤ 応急小口資金貸付事業	43
3 成年後見・権利擁護の推進	43
① 成年後見制度利用推進事業	【区委託】 43
② 法人後見事業	44
③ 地域福祉権利擁護事業	【東社協委託等】 44
4 避難者支援	45

(1) 多様な主体のネットワークづくり

- ①分野を超えたネットワークによる地域課題の解決

(2) 既存団体とのネットワークの発展

- ①地域に密着した団体との連携・協働
- ②安全安心のための平時のつながり

1 多様な団体とのネットワークづくりと発展	46
① 社会福祉法人としての公益的な取り組みの推進	46
② 民生委員・児童委員協議会との連携	46
③ 町会・自治会等地域団体との連携	47
④ NPO・新宿 CSR ネットワーク等による市民活動の支援	47
2 地域づくり支援事業	47
3 災害ボランティアセンターの運営支援等	48

(1) 持続可能な事業展開を図るための組織運営

- ①地道で着実な財源確保に向けた取り組みの実施
- ②推進部会・社協部会の意見や提言を踏まえた地域福祉の推進
- ③職員の確保・育成・定着につながる働きやすい職場環境への取り組み
- ④対象となる人の関心や関わりに合わせた広報活動の実践

(2) 組織的な取り組みによる職員の人材育成

- ①地域づくり支援を継承するための組織的な取り組みと相談対応力の向上

1 財源確保による基盤強化	49
① 社協会員の増強	49
② 赤い羽根共同募金	49
③ 歳末・地域たすけあい運動募金	50
④ 寄附の募集	50
⑤ 収益事業（自販機の設置等）	51
2 持続可能な組織運営	51
① 理事会・評議員会・推進部会の運営	51
② 社協部会の運営	52
③ ICT 推進・情報管理	52
④ 災害時危機管理対策	53
3 総合的な広報・広聴事業の強化	53
① ボランティア情報の発信	53
② 広報事業	54
③ 広聴事業	54
4 職員の育成	55

本計画では、各用語を下記の通り使い分けて記載しています。

○ 社会福祉協議会（社協）

一般的な区市町村または都道府県の社会福祉協議会をさします。

○ 新宿区社会福祉協議会（新宿社協）

本計画を実行する本会をさします。

○ 新宿区民（区民）

新宿区自治基本条例第 2 条第 1 項では、「区民、区の区域内に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体」としています。

本計画で使用している「新宿区民（区民）」は、これと同義で用いています。

○ 地域住民（住民）

地方自治法第 10 条第 1 項では、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする」としています。

本計画で使用している「地域住民（住民）」は、日常生活圏域（小地域）の中において、さまざまな地域生活課題を有していたり、地域生活課題の解決の担い手となるなど、当事者性をもつ新宿区民（区民）をさします。